

令和8年度 市民税・府民税申告の手引

※本手引は令和7年12月末現在の地方税法に基づき作成しています。今後関係法令の改正などにより変更することがあります。

1. 市民税・府民税について

個人の市民税・府民税は前年の所得に対してかかる税金で、均等割と所得割からなっています。

- 納税は誰が …… 毎年1月1日を基準として、次のとおり課税されます。
 - ①市内に住所のある方 → 均等割額と所得割額の合計額
※上記に加え森林環境税（国税）が年額1,000円課税されます。
 - ②市内に事務所や事業所・家屋敷を持っているが住所は市外にある方 → 均等割額のみ
- 均等割とは …… 前年の合計所得額が一定額以上の方に、行政上の諸施策に要する経費の一部を広くご負担いただくために課税されるものです。
- 所得割とは …… 前年の課税総所得額に応じて課税されるものです。
- 税率は …… 均等割（市民税3,000円、府民税1,300円）
所得割（市民税6%、府民税4% 計10%）

2. 高槻市役所で市民税・府民税の申告をされる方

受付場所 : 高槻市総合センター 1階展示ホール
受付期間 : 令和8年2月16日(月)から3月16日(月)(土・日・祝日は除く)
<午前の部> 午前 9時から11時45分まで
<午後の部> 午後 1時から 5時まで

※午前中にご来場いただきましても申告者が多数の場合は、受付が午後になりますので、ご了承願います。
※車でのご来場の場合は、有料駐車場利用となります。混雑を避けるためにも公共交通機関のご利用をお願いします。
(1時間までの割りサービスは受けられますが、混雑時など1時間を超える場合はサービス対象外につき、ご了承願います。)

例年、申告会場は大変混雑します。ご来場の際は、スムーズに受付を行うため、事前に次のことを確認・準備してください。

- ①本手引を参考にして、必要箇所を記入しておいてください。
- ②事業や不動産等の所得がある方は、収支の計算書を作成しておいてください。
※税制改正により、平成26年1月から、個人で事業や不動産賃貸等を行う全ての方は、記帳と帳簿等の保存が必要になりました。
- ③医療費控除（又は医療費控除の特例）を受ける方は、あらかじめ医療費控除の明細書（又はセルフメディケーション税制の明細書）を作成し、ご来場ください。

3. 郵送で提出される方

提出先 : 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 市民税課 宛
提出期限 : 令和8年3月16日(月)まで

・源泉徴収票、控除証明書等の申告必要書類を同封してください。
・申告される方の個人番号（マイナンバー）が確認できる書類
(個人番号カード・通知カード（既に送達されている、その記載内容に変更がないもの）等)の写しを同封してください。
・申告内容で不明な点等をお問い合わせする場合があるため、申告書の電話番号の欄は必ず記入ください。
・添付書類の返送を希望される方は、切手が貼付された返信用の封筒を同封していただきますようお願いします。
※返信用封筒は添付書類が入るサイズのものを同封してください。
※添付書類の返送には時間をおこしますので、予めご了承ください。

【お問い合わせ】高槻市役所 市民税課 ☎072-674-7132 総合センター1階 25番窓口

4. 税務署で確定申告をされる方

茨木税務署での確定申告会場の開設は2月16日(月)からです。

※税務署で確定申告される方は、市民税・府民税の申告は不要です。
所得税確定申告書用紙の入手方法は電話をかけるだけで入手できます。令和8年1月9日(金)から令和8年3月5日(木)までの期間は、「確定申告コールセンター」(茨木税務署<072-623-1131>にお電話いただき、音声案内に従って「0」を押してください)で確定申告書用紙の送付申込を受付します。

電子申告（e-Tax）を利用することで自宅やオフィスからインターネットを利用して申告することができるのでご利用ください。

- 1 -

詳しく述べ
確定申告のお問い合わせは
茨木税務署
〒567-8565
茨木市上中条1丁目
9番21号
☎ 072-623-1131



6. 医療費控除を申告される方

医療費控除の対象範囲

★本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費が対象です。

| | 医療費控除の対象 | 医療費控除の対象外 |
|-------|---|---|
| 通院・入院 | <ul style="list-style-type: none">・入院の対価として支払う食事代や部屋代・通院や入院のための交通費（原則公共交通機関の利用のみ） | <ul style="list-style-type: none">・自ら希望して利用した個室等の差額ベッド代・入院時の身の回り品代（寝巻き、洗面具等）・通院のために使った自家用車のガソリン代、駐車場代・通院のために使ったタクシー代（やむを得ない事情を除く）・通院のための付添人の交通費（やむを得ない事情を除く）・親族などから人の役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼 |
| 医薬品 | <ul style="list-style-type: none">・医師の処方箋により薬局で購入した医薬品・病気や怪我の治療のために、病院へ行かず薬局で購入した医薬品（例 風邪薬等） | <ul style="list-style-type: none">・疲労回復、健康増進、病気予防などのために購入した医薬品（ビタミン剤など）や漢方薬 |
| 治療・検査 | <ul style="list-style-type: none">・治療のためのマッサージ、はり、きゅう、柔道整復師の費用・かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 | <ul style="list-style-type: none">・予防注射の費用・健康診断（人間ドック等）の費用※重大な疾病が見つかり、治療を受けることになった場合は医療費控除の対象となる・メガネ、コンタクトレンズ、補聴器を買うために医療機関で診察を受けた費用 |
| 歯科 | <ul style="list-style-type: none">・虫歯の治療費、インプラント、入れ歯、義歯、金歯の費用・発育段階にある子供の歯列矯正の費用 | <ul style="list-style-type: none">・入れ歯安定剤の購入費用・美容目的の歯を白くするため歯科医による処置費用、歯列矯正の費用 |
| 出産 | <ul style="list-style-type: none">・妊娠中の定期健診費用、出産費用（出産育児一時金は差引く）・助産師による分娩の介助料・不妊治療にかかる費用・未熟児の入院費 | <ul style="list-style-type: none">・出産時に呼び寄せた親族の交通費・出産時に頼んだ子供の世話代 |
| 介護関係 | <ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設や居住サービスの事業者が発行した領収書において「医療費控除の対象となる金額」に記載されたものが原則対象 | <ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設や居住サービスでの日常生活費や特別なサービス費用・福祉用具の貸与の費用 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・白内障、緑内障等の治療上必要なメガネの購入費用（医師が症状を記載した処方箋の添付又は提示が必要）・補聴器（医師等による診察や治療を受けるために直接必要なものに限る）・寝たきりの人の紙おむつ代（医師が発行したおむつ使用証明書の添付又は提示が必要）・レーシック手術の費用・義手、義足、松葉杖等の購入費用（医師等による診察を受けるために直接必要なものに限る） | <ul style="list-style-type: none">・日常生活の必要性に基づき購入されるメガネ、コンタクトレンズ・診断書等の文書交付料・健康食品、サプリメント、栄養ドリンクの購入費用 |

5. 所得の速算表

給与所得の速算表 <令和8年度（令和7年分）>

| 給与収入 | 給与所得 |
|------------------------|--|
| 0円～ 650,999円 | 所得 0円 |
| 651,000円～ 1,899,999円 | 収入金額 - 650,000円 |
| 1,900,000円～ 3,599,999円 | 収入金額 ÷ 4 × 2.8 - 80,000円 (千円未満切捨て) × 3.2 - 440,000円 |
| 3,600,000円～ 6,599,999円 | 収入金額 × 90% - 1,100,000円 |
| 6,600,000円～ 8,499,999円 | 収入金額 - 1,950,000円 |
| 8,500,000円～ | |

計算例

給与収入 3,002,578円の場合
3,002,578 ÷ 4 = 750,644.5
→千円未満切捨て 750,000
750,000 × 2.8 = 2,100,000
2,100,000 - 80,000 = 2,020,000円
給与所得金額

公的年金等の雑所得速算表

| 受給者の年齢 | 公的年金等の収入金額の合計 | 公的年金等の所得（雑所得） | |
|-----------------------------|------------------------|-------------------------|-------------|
| | | 公的年金等の所得（雑所得） | 公的年金等の合計所得額 |
| 65歳未満 昭和36年1月2日 以後生まれ | 0円～ 1,299,999円 | 収入金額 - 600,000円 | 1,000万円以下 |
| | 1,300,000円～ 4,099,999円 | 収入金額 × 75% - 275,000円 | |
| | 4,100,000円～ 7,699,999円 | 収入金額 × 85% - 685,000円 | |
| | 7,700,000円～ 9,999,999円 | 収入金額 × 95% - 1,455,000円 | |
| | 10,000,000円～ | 収入金額 - 1,955,000円 | |

計算例

公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得額が1,000万円超の場合については省略しています
年金収入 3,456,789円の場合
(65歳以上)
3,456,789 × 75% = 2,592,591.75
2,592,591.75 - 275,000
= 2,317,591.75
小数点以下切捨て = 2,317,591円
雑所得金額

6. 医療費控除を申告される方

- 医療費控除を受けるためには、明細書の添付が必要です。※領収書の提出による申告はできません。
- 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
- 医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。

医療費控除の明細書の記載例

高槻太郎さんの例
(生計が同じ妻：花子さん)

高槻太郎さんが受けた医療
2月18日 ■■■病院 診察 6,000円…①
5月28日 ■■■病院 診察 3,400円…①
▲▲薬局 医薬品 700円…②

高槻花子さんが受けた医療
9月13日 ○○○医院 診察 3,300円…③
医薬品 1,100円…③

・医療を受けた人
・病院、薬局
ごとに医療費を合計して記載します。

2 医療費（上記1以外）の明細

| (1)医療を受けた方の氏名 | (2)病院・薬局などの支払先の名称 | (3)医療費の区分 | (4)支払った医療費の額 | (5)(4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額 |
|---------------|-------------------|------------------|--------------|------------------------------|
| ① 高槻 太郎 | ■■■病院 | ○診察・治療 □医薬品購入 | 9,400 | 9,400 |
| ② 同上 | ▲▲薬局 | ○診察・治療 □医薬品購入 | 700 | 700 |
| ③ 高槻 花子 | ○○○医院 | ○診察・治療 □医薬品購入 | 4,400 | 4,400 |

※医療費控除の明細書は高槻市ホームページからもダウンロードいただけます。

- 2 -

7. 令和8年度市民税・府民税に係る主な改正点

1. 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除額について、給与収入金額が190万円以下の最低保障額が10万円引き上げになりました。

| 給与の収入金額 | 給与所得控除額（改正後） | 給与所得控除額（改正前） |
|---------------------|--------------|-------------------|
| 162万5,000円以下 | | 55万円 |
| 162万5,000円超 180万円以下 | 65万円 | 収入金額 × 40% - 10万円 |
| 180万円超 190万円以下 | | 収入金額 × 30% + 8万円 |

詳細については、2頁の5所得の速算表の給与所得の速算表（令和8年度（令和7年分））を参照ください。

2. 扶養親族等の所得要件の改正

同一生計配偶者や扶養親族の要件が10万円引き上げになりました。

| 所得要件 | ※括弧内は給与収入のみの場合の給与収入額 | |
| --- | --- | --- |
| 改正後の金額 | 改正前の金額 |

<tbl_r cells="3" ix="3" maxcspan="1" maxrspan="1" usedcols="

